

大口町告示第 86 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占
用を制限する区域を次のように指定する。

その関係図面は、告示の日から 1 か月間建設部維持管理課において一般の縦覧に
供する。

令和 6 年 8 月 29 日

大口町長 鈴木 雅 博

1 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
市町村道	高岡線	大口町二ツ屋一丁目 107 番 2 地先から 大口町中小口三丁目 314 番 1 地先まで
市町村道	柏森大口線	大口町下小口七丁目 160 番地先から 大口町伝右一丁目 244 番地先まで
市町村道	役場前線	大口町下小口七丁目 155 番地先から 大口町下小口七丁目 159 番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた
電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむ
を得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな
いと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害
の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 6 年 8 月 30 日